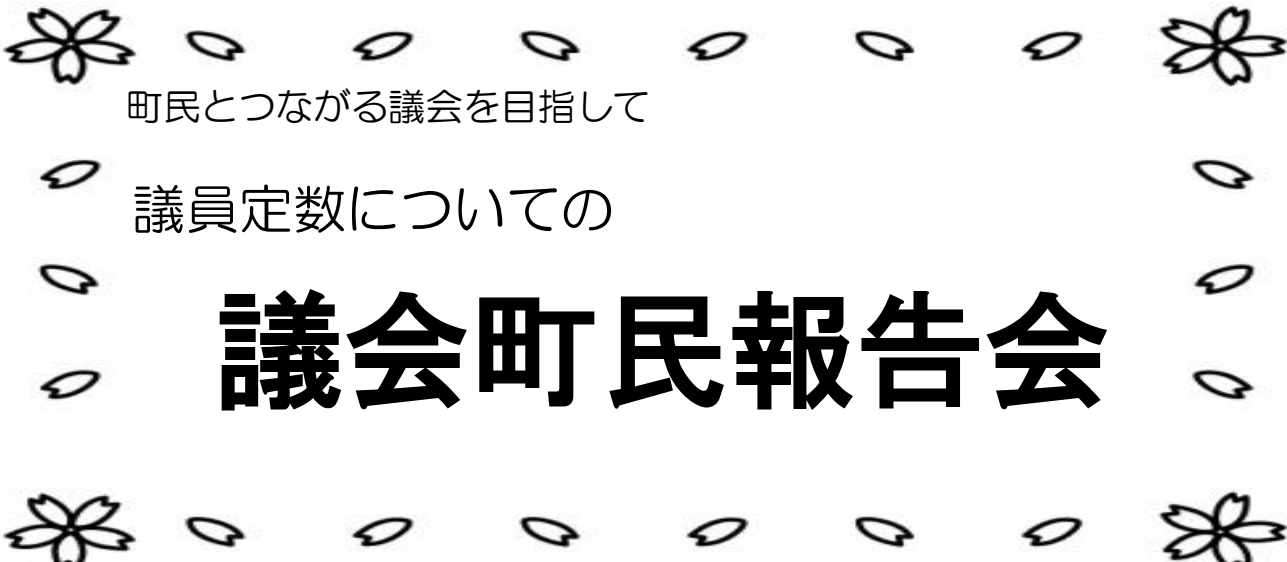




町民とつながる議会を目指して

議員定数についての

議会町民報告会

次 第

1. 開 会 議会改革調査特別委員会 副委員長 三浦 実希（進行）
2. あいさつ 議会改革調査特別委員会 委員長 畑地 誉
3. 報 告 「議員定数」について
4. 各議員からの補足
5. みなさまからの議会への意見
6. あいさつ 沼田町議会議長 小峯 聡
7. 閉 会

日時：令和 8 年 4 月 2 2 日（水）午後 6 時

場所：健康福祉総合センター「ふれあい」

すこやかホール

1. 地方議会議員のなり手不足の現状と危機

地方議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集めその負託に応えて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々精力的に活動している。

しかしながら近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しており、本町においても2期連続での無投票選挙となっていることもあり、本町議会議員のなり手不足も懸念されるところである。

全国的ななり手不足の現状は、無投票・定数割れ団体数が右肩上がり増加しており、同じペースで増え続けると仮定した場合、令和5年5月からの4年間の時点では全国の3分の1を超える議会が無投票になる可能性があるといわれており、さらに過半数の議会が平成23年5月から令和5年4月までに少なくとも一度は無投票になっており、潜在的ななり手不足が深刻な状況にある。

○町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数

	執行団体	無投票	定数割れ
H23.5～H27.4	934	191 (20.4%)	10
H27.5～H31.4	932	204 (21.9%)	15
R1.5～R5.4	926	254 (27.4%)	31

※全国町村議会議長会調べによる

○無投票・定数割れ以外の指標

	議員定数 (1町村あたりの平均)	平均年齢	在職年数が4年未満 の議員数と割合	在職年数が20年以上 の議員数と割合
H27.7.1	11,332 (12.2)	62.7	2,938 (26.3%)	1,370 (12.3%)
R1.7.1	11,024 (11.9)	63.9	2,706 (24.9%)	1,662 (15.3%)
R5.7.1	10,807 (11.7)	64.4	2,739 (25.9%)	1,724 (16.2%)

※全国町村議会実態調査による

このことは全町村議会に危機が迫っている現状を示しており、この傾向が改善していかなければ住民の多様性を反映した合議体である議会の団体意思決定、議員同士の活発な政策競争から生まれる政策立案、首長・執行部に対する行政監視の各機能に大きな影響を及ぼし、議会の存在意義や二代表制の趣旨が損なわれることに繋がる。

また、4年に一度の選挙戦が必ず実施されることが主権者意識涵養の要であるため、選挙戦の機会が度重なって失われることは地方自治の弱体化を招き、その町だけではなく都道府県・国にとっての危機にも繋がる。

2. 人口、議員定数の推移及び平均年齢、議員選挙の有無

	人 口	議員定数	平均年齢	選挙年月	投票率
平成12年(2000)	4,436	14	61.0	平成11年4月	
平成13年(2001)	4,420	14	61.9		
平成14年(2002)	4,333	14	62.9		
平成15年(2003)	4,258	13	60.0	平成15年4月	91.37%
平成16年(2004)	4,150	13	60.6		
平成17年(2005)	4,124	13	61.6		
平成18年(2006)	4,039	13	62.8		
平成19年(2007)	3,921	10	58.7	平成19年4月	90.99%
平成20年(2008)	3,859	10	59.6		
平成21年(2009)	3,757	10	60.6		
平成22年(2010)	3,695	10	61.6		
平成23年(2011)	3,613	10	57.6	平成23年4月	91.80%
平成24年(2012)	3,536	10	58.6		
平成25年(2013)	3,475	10	59.6		
平成26年(2014)	3,372	10	60.6		
平成27年(2015)	3,266	10	62.1	平成27年4月	88.26%
平成28年(2016)	3,208	10	63.0		
平成29年(2017)	3,154	10	64.0		
平成30年(2018)	3,120	10	65.0		
平成31年(2019)	3,053	10	58.9	平成31年4月	無投票
令和 2年(2020)	2,982	10	59.9		
令和 3年(2021)	2,952	10	60.9		
令和 4年(2022)	2,914	10	61.9		
令和 5年(2023)	2,847	10	62.1	令和5年4月	無投票
令和 6年(2024)	2,794	10	63.0		
令和 7年(2025)	2,746	10	64.0		

3. 地方議会議員のなり手不足の原因

地方議会議員のなり手不足は、地域により様々な原因があると思われるが、主な要因として、議会の役割と議員のやりがいと住民の間に十分に理解されず、議員を志す人たちの動機付けとして機能しにくくなってきている。さらに、議員になり地域に貢献しようと志した人でも二の足を踏む旧来的な議会環境と議員像も問題であり、これらに低額な議員報酬等も加えた「やりがい・環境・待遇」の3条件が原因の一つである。

なり手不足の背景には、地域における担い手の不足と女性進出の遅れ、地区・集落による候補者擁立精度や保守的な価値観の行き過ぎ、家庭・親族の反対による立候補断念、「担ぎ手」の減少による立候補への足踏み等、地域社会特有の原因が存在している。

議員になる志を抱いたとしても、落選時のリスクと労働法制上の課題、立候補・選挙に必要な資源の不足（選挙資金や選挙制度に関する知識の不足）、女性や若者の立候補を阻害する要因（選挙資源の格差）等の障壁が存在する。

4. 地方議会議員のなり手不足対策と本町議会の取組み

なり手不足は地方議会だけの問題ではなく、その町や北海道や国にとっての問題でもある。その原因は多岐にわたっており、議会にだけ存在するものではない。したがって、なり手不足による危機を防ぐためには議会の取組みに加え、幅広い協働による対策が不可欠である。

■議会が取り組むべきことにおける本町議会の現状

・なり手不足問題の検証組織の立ち上げ

→検証組織の立ち上げには至っていないが、特別委員会において議員間で熟議を重ねてきた

・様々な広報ツールを駆使して老若男女問わず情報を届け、危機感を共有する

→議会だよりを定期的に発行しているが、記事として掲載はしていない

・議会から住民の生活圏に出向き交流機会を増やす

→議会カフェの開催により町民と懇談する機会を創出しているが、参加者が少なく、方法等含め改善していく余地がある

・政策サポーター・議会モニター等を通じた議会応援団の形成

→令和2年よりサポーター2名を委嘱し、政策形成や議会運営等について相談・指導をいただきながら行っており、モニターにおいても現在7名に委嘱し、定例会の様子を配信し、議会審議内容を中心に意見交換を行っている

・多様な人材が議員になるための環境整備

→他の議会より先行してタブレット端末による議会運営を実践しており、定例会時におけるYouTubeのライブ配信も行いながらデジタル化に対応している。また、ナイター議会の開催により、普段において議会を傍聴することが出来ない方への取組みとしても実施している

・主権者教育の推進・強化

→令和3年より、中学校及び教育委員会と連携して中学3年生を対象とした中学生議会を開催し、子どもたちが市政や議会への関心を持ち、理解を深めることを目的に実施している

■町全体で取り組むべきこと

- ・議会事務局体制等の整備・強化
- ・低額な議員報酬の改善
- ・特別職報酬等審議会委員へ議会の実情に明るい人物を登用
- ・執行部が実施する主権者教育における議会との連携
- ・議会に対して意見交換・懇談会の場を働きかける
- ・立候補に係る休暇制度をはじめとした各種規定の整備等

■北海道が取り組むべきこと

- ・なり手不足対策に取り組む町村議会に対する財政支援
- ・議会を含む町村全体のデジタル化支援に資する人材派遣等

■国が取り組むべきこと

- ・議会が取り組むなり手不足対策への財政支援等
- ・議員への立候補や議会・議員活動に利用できる休暇・休職・兼業制度等の支援
- ・厚生年金加入のための法整備の検討
- ・議会が行う主権者教育に対する支援
- ・手当制度の拡充
- ・被選挙権年齢の引き下げ 等

5.「議員定数・報酬」に係る特別委員会での検討内容

- 令和5年 7月10日 ①議会改革調査特別委員会
・課題整理（基本条例の運用における項目別検証）
- 8月28日 ②議会改革調査特別委員会
・議員定数と専業・兼業議員での報酬の意味合いについての議論
- 10月 2日 ③議会改革調査特別委員会
・議会サポーター 土山希美枝氏を招いての議員間協議
（議会構成上での必要定数、定数減における選挙の有無との関連性）
- 令和6年 3月18日 ④議会改革調査特別委員会
・課題整理、次年度取組みの確認
- 9月 5日 ⑤議会改革調査特別委員会
・議員のなり手不足の検討、第三者機関による報酬検討の是非について
- 10月 8日 議会カフェ（町民との懇談）
- 令和7年 6月 4日 ⑥議会改革調査特別委員会
・各種団体や町民からの意見聴取方法の検討、今後の取組みの確認
- 6月30日 ⑦議会改革調査特別委員会
・議会カフェの開催による町民からの意見聴取の決定
- 8月28日 議会カフェ（町民との懇談「議員定数と議員報酬」について）
- 10月 9日 ⑧議会改革調査特別委員会
・議会カフェテーマの決定、定数と選挙についての議論
- 11月14日 議会カフェ（町民との懇談「議員のなり手不足」と「今後の公共施設の要望」について）
- 12月 4日 ⑨議会改革調査特別委員会
・町民の声を各議員が聴取し、次回委員会にて議員定数についての意見表明及び委員会採決を行うことの決定
- 12月22日 議会モニター会議（モニターからの意見聴取）
- 令和8年 1月23日 ⑩議会改革調査特別委員会
・各議員の議員定数における意見表明、委員会採決
- 1月29日 ⑪議会改革調査特別委員会
・各議員の議員定数における意見のまとめ、議員報酬における算定方法の議論
- 2月17日 ⑫議会改革調査特別委員会
・議員報酬における算定方法と報酬審議会への諮問についての議論
- 3月25日 ⑬議会改革調査特別委員会
・議員報酬改定における手順の確認、町民報告会の開催方法についての検討
- 4月13日 ⑭議会改革調査特別委員会
・議会町民報告会の進め方、報告内容の確認

6. 「議員定数」に関する意思決定と各議員の意見

有識者や参考文献等からも「議員定数」と「議員報酬」は別に議論すべきとの意見や論法もあり、このことを踏まえ、これまで行ってきた特別委員会での議論において、テーマ別に議論することとした。

数回にわたる議論と協議を重ね、本年1月23日に実施した特別委員会において、各議員より次期任期以降の「議員定数」における意見を述べた後、採決を行い、

議会改革調査特別委員会の意思決定として、現行の議員定数「10名」を、

令和9年5月(次期任期)より1名削減した「9名」とすること とした。

なお、議員定数における各議員の意見は下記のとおりであるが、採決においては特別委員会委員長及び議長は採決に加わることができないため、意見のみの聴取としております。

〈各議員の意見〉

■定数減(定数10→9)に賛成 5名

〈鵜野〉・無投票が2回続き、町民からも定数については考えたらいいのではないと言われていた。議会と町民が関わるのが選挙であり、次回の選挙がないと12年間選挙がないこととなり、町民の声が議会に届くのかと心配する町民も多く、興味を失うことにもつながると思う。今回は1人でも2人でも減らし一歩踏み込んだ考えで、成果を出すべき。

- ・過去に定数を削減した時のことを先輩議員に聞いたが、人口から見ても選挙を行うという観点からも定数が多いということで議論し、削減とした経緯であった。
- ・議員の担い手不足は、議員のみで検討しても町民に理解いただけないと解消につながらない。
- ・定数が8人は厳しい。これまでの議論において総合的に9人が妥当である。

〈三浦〉・町民からは適正な定数が何人なのかは分かりづらく、決定するのは議員自らが行うべきで、どんな結果になっても沼田町の議員として頑張ってくれるのなら応援するという意見が多くあった。

- ・人口規模から定数10名が多いとは思っていないが、適正であるかもわからない。
- ・なり手不足に関して議論が尽くされているのか疑問であるが、議会改革は行っていかなければならない。
- ・町民は議会が何をしているのか知らない方がたくさんおり、議会はどう町民に示し、興味を持ってもらうかを考えなくてはならない。
- ・やりたいことがあれば議員として立候補して、意見を言えるという議会になれば、若い人や女性が出られない。

〈伊藤〉・定数を削減すれば当選ラインが上がることになり、若者や女性が出にくくなるということはもっともであるが、過去２回無投票という結果であり、選挙を行うことで候補者の考え方を示し政策を訴える場面も必要である。このことで町政や議会活動における町民意識も上がるという体制にしていかなければならないことから、定数は削減すべき。

・人数についての根拠はないが、８～９人がいいと思う。

〈長野〉・住んでいる行政区にアンケートを配布し、少数だが回収した結果では、定数に関する意見は割れていた。議員自ら決めることであれば経過、理由をきちんと示してほしいとの意見があり、内容の開示は大事なことである。

・道内の人口２，０００～３，０００人規模の３１町村の議会の状況では、定数が８～９人が適正ではないかという意見があった。

・選挙は町民が望んでいることであり、自分が鍛えられる場にもなる。

・議会自ら身を切る姿勢を示す必要があり、９人が妥当と考える。

・近隣町での９名での議会構成は２つの常任委員会があり、議長はオブザーバーで両委員会に、副議長はどちらかの委員会に所属すれば９名で２つの常任委員会での設置は可能である。

〈上野〉・定数を削減すると町政がやりやすくなると思う。

・全国的にも定数は削減傾向にあり、町民も定数削減をという意見がある。現行１０名で行っている議員活動を活発に活動ができる仕組みができれば、定数削減の方が町民の意見を汲み取る形ではないか。

・他町の選挙戦を見ると、選挙を経て出てきた人は違うと感じられる。

・９人が適正であると考え。少ない中でも町民に分かるような活動を行う必要がある。

〈畑地〉・議会の中身を知るのは選挙前が一番であり、選挙があるということが健全な町政運営をする上で重要である。

・選挙戦になるようなムードを議員から投げかけ、議会に関心を持たせることが大事であり、定数は９名がよい。

〈小峯〉・定数減でも現状維持でもどちらにもメリット・デメリットがある。現状の定数１０名で議会を行うと、討論や意見交換は行いやすい。

・空知の人口、議員数を見ると、３，０００人以上いても１０名いないところもあり、本町でも定数減にしても対応は可能であり、当初１０名だった頃は人口が３，０００人以上いたが、現状２，７００人ほどなので仮に９名になったとしても得票数のハードルは上がっていないと思うので定数減でいい。

※小峯議長、畑地委員長は採決には加わず、意見聴取のみ

■現状維持(定数10→10)に賛成 3名

- 〈篠原〉・人口に合わせてという議論が出てくるが、そこはあまり重要視していなく、多様な意見や階層から選ばれるということが大事である。
- ・現状の10名が今は適正だと思う。
 - ・改革の意欲がないみたいなふうに取りられるかもしれないが、今は多様な意見を保障するためには現状の人数が適正である。
- 〈大沼〉・この議論は議員のなり手不足の解消から始まっているはずで、定数を減らすと競争と負担が発生し、議員報酬とのバランスもあり新人が出にくくなると思う。
- ・定数の削減は効率化ではなく、議員の多様性も失われてしまい、現状の兼業議員しか出られないようになってしまうのではないか。
 - ・16名が定数であった時と仕事量は変わっていない中で、間違いなく各議員の仕事量は増えていき、協力性が保てなくなるのではないか。
 - ・会社員や若い人などの新人が出られない状況を変えてから定数を変えるべき。
 - ・現在の定数10名に変更した時は選挙にはならなかった。削減したからといって選挙になるわけではない。
 - ・議会モニターやサポーター、ナイター議会や議会だより等、努力はしているが町民に伝わっていないのが残念であるが、より伝わるよう努力しなければならない。
 - ・定数を削減した場合、町民の声を議会に持ってくる方法が決まっていない。(オンライン意見箱や地域の代表がサポーターに意見を集約する形等)
 - ・今までの議論だとなり手不足の解消につながらず、自分の中でもまだ結論が出ていないので現状維持とした。
- 〈久保〉・昨年の11月から今年の1月までに約200人の町民から意見を聞いた。圧倒的に現状維持の声が多く、意見として、役場と議会の違いがなくなっていると感じており、議会は存在感を示すためにもパフォーマンスを上げること。議会広報等で現状や検討経過、今後の展望、各議員の考え方を示し、町民を抜きにした大きな変更は行わないでほしい。議員報酬も町民の期待を反映させた給料になればいいという意見があった。
- ・削減の声もあり、削減をするには多様な町民の意見を取り入れる仕組みを同時にすることが必要との意見もあった。
 - ・二代表制の趣旨が損なわれ、選挙戦の実現は定数の削減とは無関係である。
 - ・議員定数の削減は、当選ラインが上がり立候補が敬遠されやすくなり、かえってなり手不足が深刻になる。
 - ・沼田町議会がまず取り組むべきことは、議員を減らすことではなく、町民が頼りになるどのような議会が望ましいかの理念の提出であり、すでに議会では議会改革特別委員会にて全員で練り上げたものがあり、最終目的は議会政策形成サイクルの構築である。
 - ・結論として、最低でも現状維持若しくは定数の増である。

7. 議会カフェ参加者及び議会モニターからの意見

沼田町議会ではこれまでに「議会カフェ」と称し、昨年の8月28日と11月14日に「議員定数と議員報酬」「議員のなり手不足」をテーマとした町民との懇談を行いました。参加者は少数ではありましたが、有意義な時間となり次回もまた来てみたいとの感想もいただき、テーマにおける意見としては下記のものが寄せられました。

〈議会カフェ参加者からの意見〉

- ・議員報酬を上げる方向で頑張してほしい
- ・議員として頑張っている人の報酬を下げるとは言えない
- ・議員の女性率を上げるクォーター制度（※）導入の検討
- ・政務活動費の導入の検討
- ・若い女性が議員となれる育休制度の導入
- ・パブリックコメントの導入と活用
- ・各町内会より、世話人となる方が立候補したらいい
- ・議会に対して興味を持っている人が少ない
- ・参加者が少なく残念

※ 議席や候補者の一定割合を、女性など特定の群にあらかじめ割り当てる仕組み

また、沼田町議会では令和2年より、町民からの要望や提言、その他の意見を広く聴取し、議会の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的に、議会モニターを設置し、昨年度は7名の方に委嘱しており、昨年の12月22日に議会モニター会議を開催し、「議員定数と議員報酬」をテーマとして意見交換を行いました。

〈議会モニターからの意見〉

- ・定数と報酬はセットで考えるべき
- ・新聞でも報道された栗山町くらいの報酬に上げるべきであり、本町の議員はそれくらいの活動を行っている
- ・なり手不足のことを考えると、議員活動を行うための報酬はとの観点で考えてほしい（議員はボランティアではない）
- ・定数は理由をはっきりさせ、町民に伝えれば納得すると思う
- ・地域の後援会がしっかりするべき
- ・報酬を上げるのに反対の人はいないと思う

これまでに直接的に足を運んでいただいた町民の方々や、議会モニターからの意見、各議員自ら町民の方々からいただいた意見を参考に、これまで議員間で「議員定数」について議論を重ねてきたところであります。

1) 空知管内の議員定数、人口等

町 名	議員定数	R7.4.1 人 口	面 積 (km ²)	R7 当初予算額 (百万円)	議 員 一人あたり 人件費
南 幌 町	11	8,036	81.36	7,653	5,314
奈 井 江 町	9	4,663	88.19	5,613	4,769
上 砂 川 町	8	2,323	39.98	3,477	5,161
由 仁 町	9	4,490	133.74	5,901	4,357
長 沼 町	12	9,828	168.52	11,663	5,180
栗 山 町	11	10,531	203.93	16,554	5,397
月 形 町	8	2,692	150.40	4,884	5,191
浦 臼 町	8	1,563	101.83	4,125	5,011
新十津川町	11	6,183	495.47	8,262	5,114
妹 背 牛 町	9	2,543	48.64	4,935	4,591
秩 父 別 町	9	2,156	47.18	5,149	4,696
雨 竜 町	9	2,022	191.15	3,850	4,087
北 竜 町	8	1,571	158.70	6,335	4,506
沼 田 町	10	2,746	283.35	6,500	4,574
空 知 管 内 平 均	9.43	4,382	156.60	6,779	4,874
全 道 平 均	11	—	—	—	4,715

※令和 6 年度空知管内議会運営状況及び予算調査表、各自治体ホームページより

2) 空知管内の議員報酬と手当

単位：円

町 名	議 長		副議長		委員長		議 員		期末手当	適用年月日	備 考
	報 酬	首 長 給与割合	報 酬	首 長 給与割合	報 酬	首 長 給与割合	報 酬	首 長 給与割合			
南 幌 町	295,000	37.2	236,000	29.8	214,000	27.0	195,000	24.6	465/100	報酬：H26.4.1 手当：R7.4.1	
奈井江町	276,000	43.3	219,000	34.4	200,000	31.4	183,000	28.7	465/100	報酬：R5.5.1 手当：R7.4.1	
上砂川町	279,000	40.4	221,000	32.0	201,000	29.1	185,000	26.8	465/100	報酬：H27.1.1 手当：R7.4.1	
由 仁 町	280,000	37.5	222,000	29.7	205,000	27.4	186,000	24.9	465/100	報酬：R5.5.1 手当：R7.4.1	
長 沼 町	298,000	39.7	237,000	31.6	209,000	27.8	193,000	25.7	465/100	報酬：H27.3.31 手当：R7.4.1	
栗 山 町	300,000	34.0	239,000	27.1	212,000	24.0	196,000	22.2	465/100	報酬：H11.4.1 手当：R7.4.1	
月 形 町	282,000	41.1	228,000	33.2	205,000	29.9	187,000	27.3	465/100	報酬：R元.5.1 手当：R7.4.1	
浦 白 町	278,000	40.5	220,000	32.0	202,000	29.4	184,000	26.8	465/100	報酬：R5.5.1 手当：R7.4.1	
新十津川 町	305,000	38.9	247,000	31.5	228,000	29.1	215,000	27.4	465/100	報酬：R元.5.1 手当：R7.4.1	
妹背牛町	268,000	36.0	212,000	28.5	193,000	25.9	177,000	23.8	465/100	報酬：H18.4.1 手当：R7.4.1	
秩父別町	268,000	32.3	212,000	25.5	194,000	23.4	177,000	21.3	465/100	報酬：H27.4.1 手当：R7.4.1	
雨 竜 町	263,000	31.8	209,000	25.2	191,000	23.1	175,000	21.1	465/100	報酬：H15.4.1 手当：R7.4.1	
北 竜 町	268,000	34.0	212,000	26.9	194,000	24.6	177,000	22.4	465/100	報酬：H15.12.1 手当：R7.4.1	
沼 田 町	268,000	34.0	212,000	26.9	194,000	24.6	177,000	22.4	465/100	報酬：H27.5.1 手当：R7.4.1	
空知管内平均	280,571	37.2	223,286	29.6	203,000	27.1	186,214	24.7			
全道平均	275,410	37.1	220,914	—	201,228	—	187,397	—			

※令和6年度空知管内議会運営状況より

3) 空知管内の特別職の給与と手当

単位：円

町 名	町 長	副町長	教育長	期末手当	適用年月日	備 考
南 幌 町	792,000	655,000	600,000	465/100	給料：R7.4.1 手当：R7.4.1	
奈井江町	637,000	581,000	541,000	465/100	給料：R5.1.1 手当：R7.4.1	給料：減額（R5.1～R8.12.6）
上砂川町	690,000	629,000	567,000	465/100	給料：R5.4.1 手当：R7.4.1	給料：減額（～R8.3.31）
由 仁 町	747,000	636,000	580,000	465/100	給料：R5.5.1 手当：R7.4.1	
長 沼 町	750,600	626,050	582,350	465/100	給料：H28.10.1 手当：R7.4.1	給料：減額（～R10.9.30）
栗 山 町	883,000	703,000	645,000	465/100	給料：H26.6.1 手当：R7.4.1	
月 形 町	686,000	601,000	569,000	465/100	給料：H22.1.1 手当：R7.4.1	
浦 臼 町	687,200	581,280	541,200	465/100	給料：R7.4.1 手当：R7.4.1	給料：減額（R7.4.1～R8.3.31）
新十津川 町	784,000	631,000	568,000	465/100	給料：R元.5.1 手当：R7.4.1	
妹背牛町	744,300	612,700	555,500	465/100	給料：R7.1.1 手当：R7.4.1	
秩父別町	830,000	669,000	594,000	465/100	給料：H27.4.1 手当：R7.4.1	
雨 竜 町	828,000	667,000	593,000	465/100	給料：H31.4.1 手当：R7.4.1	
北 竜 町	789,000	642,000	576,000	465/100	給料：H28.5.1 手当：R7.4.1	給料：減額（～R10.2.29）
沼 田 町	789,000 (830,000)	642,000 (669,000)	576,000 (594,000)	465/100	給料：H23.5.1 手当：R7.4.1	給料：減額（～R9.4.30）
空知管内平均	759,793	634,002	577,718			
全道平均	742,631	—	—			

※令和6年度空知管内議会運営状況より